

仕様書

この仕様書は、「広島市立広島市民病院人工呼吸器賃貸借（院内・単価契約）」について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
人工呼吸器	広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

本契約における人工呼吸器とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、陽圧式人工呼吸器（コヴィディエン社人工呼吸器P B 560）であること。
- (2) 診療報酬（処置料J 045）が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 貸与に関する留意事項

受注者は、使用済み機器を再使用して貸与する場合は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与すること。

3 支払い要件

受注者は、別表に定める各履行期間満了後、各々の提出期限までに、発注者に対して、履行確認書に物件の使用明細及び物件使用等を確認したことを証明する書類を添付したものを実施報告書として提出し、確認を受けた後、別表（賃貸借料）の区分に応じ、賃貸借料の支払いを請求することができる。

4 引き継ぎ業務

受注者は、契約終了又は契約解除等により業務の受託者が変更になる場合、引継ぎ業務が円滑に行われるよう、新たな受託予定者に対して発注者が指定する期間、引継ぎを行わなければならない。

5 その他

この仕様書に定めのない事項、または疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別 表（履行期間・提出期限）

回数	履行期間	提出期限
1	令和 5年 4月 1日から 令和 5年 4月30日まで	令和 5年 5月10日まで
2	令和 5年 5月 1日から 令和 5年 5月31日まで	令和 5年 6月12日まで
3	令和 5年 6月 1日から 令和 5年 6月30日まで	令和 5年 7月10日まで
4	令和 5年 7月 1日から 令和 5年 7月31日まで	令和 5年 8月10日まで
5	令和 5年 8月 1日から 令和 5年 8月31日まで	令和 5年 9月11日まで
6	令和 5年 9月 1日から 令和 5年 9月30日まで	令和 5年10月10日まで
7	令和 5年10月 1日から 令和 5年10月31日まで	令和 5年11月10日まで
8	令和 5年11月 1日から 令和 5年11月30日まで	令和 5年12月11日まで
9	令和 5年12月 1日から 令和 5年12月31日まで	令和 6年 1月10日まで
10	令和 6年 1月 1日から 令和 6年 1月31日まで	令和 6年 2月13日まで
11	令和 6年 2月 1日から 令和 6年 2月29日まで	令和 6年 3月11日まで
12	令和 6年 3月 1日から 令和 6年 3月31日まで	令和 6年 3月31日まで